

広報ひだ

号 外
2020
No. 3

発行・編集 飛騨市新型コロナウイルス対策本部 〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22 電話 (0577) 73-2111 (代表)

市内消費で地域経済の支援を!!

プレミアム商品券

商品券

販売 6月1日～

プレミアム電子地域通貨



販売 5月20日～

プレミアム 20%・子育て支援お子様プレミアム 30%超え!!

市内で買い物や飲食などをされることで、コロナの影響で苦しい市内事業者の方々の支援になりますので、ぜひご利用ください。

商品券12,000円分 (1,000円×12枚) を
 一般 10,000円【20%還元】で販売 (最大5口まで)
 子ども9,000円【約33%還元】で販売 (最大10口まで)

満額購入いただくと
 お1人1万円分
 (子ども3万円分)
 の定額給付と同じ!!

- ※子ども 平成14年4月2日以降に生まれた方
- ※電子地域通貨では、プレミアム分はポイントにて加算されます。
- ※詳細は各世帯に郵送でご案内します。購入には、郵送で届く「引換券」が必要です。
- ※既存の「プレミアム食事券」も6月30日まで販売及び利用可能です。



新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言の解除に伴う 飛騨市の対応について

令和2年5月14日の国の緊急事態宣言解除に伴い、県が発令する緊急事態措置が緩和されたことを受け、本市においては以下のとおり対応しますので、市民の皆様もご協力をお願いします。

1 市の対応方針

緊急事態宣言が解除されても、この感染症への対応は再流行のリスクが存在することから長丁場となることを見込まれております。

このことから、**市独自の徹底した感染防止対策**を図りつつ、**経済を平常時に戻す取り組み**を進めることを飛騨市の方針とします。

飛騨地域内における感染者の発生や県内における感染の拡大が再度認められた場合には、緊急事態措置を実施すべき都道府県として指定され、再び厳しい制約を受ける可能性があります。

2 全市民共通の感染対策について

以下3点の感染予防について、全市民の皆様のご協力をお願いします。

- ① 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの**基本的な感染対策の継続**
- ② これまでにクラスターが発生している「3つの密」がある場を避ける**行動の徹底の継続**
- ③ **特定警戒都道府県**や**相対的に感染リスクの高い都道府県**への**外出の回避の継続**

3 事業者の方などの対応について

下記のとおり再開されますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆共通の対応

- ✓ 全ての業種において、適切な感染対策を講じることとした上で、休業等の要請は解除されました。
- ✓ 各店舗では、県指針や関係団体が作成するガイドラインなどによって徹底した感染対策を行った上で、営業を再開されます。ただし、スナック、カラオケボックス、スポーツジム、パチンコ店の営業再開にあたっては、県による県行動指針に沿った感染防止対策の確認が必要となります。

◆飲食事業者の方の対応について

- ✓ これまで同様、入店時の手指消毒や定期的な換気、人と人との距離を取る、大皿でのとりわけを避ける、店内の消毒、食事を終えたらマスクを着用してもらうなど、徹底した対策が行われます。
- ✓ それぞれの店舗が独自の工夫で実施する感染対策について、利用客に向けて明示されます。

◆宿泊事業者の方の対応について

- ✓ 感染対策を行った上で、通常の宿泊予約が再開されます。ただし、相対的にリスクの高い都道府県からの宿泊については、直前の感染の状況によってお断りされる場合があります。

4 小中学校・保育園等の再開

適切な感染対策を講じた上で、下記のとおり再開します。

◆小中学校

5月18日(月)から29日(金)まで 分散自主登校

- ✓ 小学校は地区別、中学校は学級もしくは学年別での自主登校とします。(1クラス20人以下に分散)
- ✓ 給食は実施しません。
- ✓ 小学校と中学校で下校時刻をずらすことにより、スクールバス内の密を回避した上で運行します。

6月1日(月)から4日(木)まで 分散登校

- ✓ 小学校は地区別、中学校は学級別で登校とします。(1クラス20人以下に分散)
- ✓ 午前授業(1日おき)として、3カ月間の臨時休業から少しずつ学校活動に慣れるよう支援します。
- ✓ 3密を避ける配膳の確認を行った上で給食を実施します。
- ✓ 小学校と中学校で下校時刻をずらすことにより、スクールバス内の密を回避した上で運行します。

6月5日(金)から 通常再開

- ✓ 通常再開します。(手洗い、マスク着用、消毒、机の間隔、給食配膳等の徹底と見届け)
 - ※6月5日のみ午後の授業は行わず、通常よりも早い下校とします。
 - ※河合小、宮川小、山之村小中学校の小規模校については6月1日(月)より通常再開します。
 - ※中学校の部活動は6月15日(月)より再開予定です。

◆放課後児童クラブ

- ✓ 6月1日(月)から再開します。

◆保育園

- ✓ 5月25日(月)から、登園を希望されるお子さんについては全て受け入れを行います。
 - ①給食は通常どおり実施します。
 - ②公立保育園バスは通常どおり運行します。私立保育園バスは各園へお問い合わせください。
- ✓ 6月1日(月)から再開します。

◆子育て支援センター

- ✓ 6月1日(月)から再開
 - ・古川子育て支援センター ・神岡子育て支援センター
 - ・河合・宮川子育て支援センター
- ✓ 6月2日(火)から再開
 - ・にこにこルームまるん
- ✓ 6月3日(水)から再開
 - ・諏訪田子育て支援センター

◆放課後等デイサービス等

- ✓ 5月18日(月)から再開
 - ・多機能事業所古川やまびこ教室(きゃっち・たっち)
 - ・児童発達支援事業所神岡ことばの教室 ・放課後等デイサービス
 - ※日中一時支援事業所は5月7日(木)から再開しています。

◆スポーツ少年団

- ✓ 中学校の部活動同様、6月15日(月)から再開します。

5 市有施設の再開

◆商工・観光施設

- ✓ **5月18日（月）以降**、適切な感染対策も含めた再開準備が整った施設から再開します。
ただし、宿泊施設については、予約者のお住まいがご利用時点で特定警戒都道府県など相対的にリスクの高い地域として指定されている場合、受入れを再検討します。
- ✓ 温浴施設については、市独自のガイドラインに基づき、適切な感染対策を実施します。
- ✓ 各施設の再開は、市ホームページでご確認いただけます。

◆スポーツ施設

- ✓ **5月19日（火）以降**、適切な感染対策を含めた再開準備が整った施設から再開します。
ご利用にあたっては「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」の提出、当日の参加者の把握、並びに各競技団体等が示すガイドラインに従ったご利用をお願いします。
- ✓ **学校体育施設（体育館・グラウンド）の一般開放**については、**6月16日（火）から再開**します。
ご利用にあたっては「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」の提出、当日の参加者の把握、並びに各競技団体等が示すガイドラインに従ったご利用をお願いします。
- ✓ 桜ヶ丘体育館のスポーツジム室は、県による感染対策の確認が取れ次第、再開します。
- ✓ 各施設の再開は、市ホームページでご確認いただけます。

◆貸館施設・老人福祉施設・集会施設・文化施設

- ✓ **5月18日（月）以降**、適切な感染対策も含めた再開準備が整った施設から再開します。
- ✓ 各地区が所有される公民館等の集会施設については、「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」（市ホームページ掲載）をご活用いただき、適切な感染対策をお願いします。
- ✓ 老人福祉センター割石温泉については、5月19日（火）から通常営業に切り替えます。
- ✓ 各施設の再開は、市ホームページでご確認いただけます。

◆公園

- ✓ これまでも規制は設けていませんが、引き続き各自で適切な感染対策をお願いします。

6 市内イベントの開催

◆市主催の屋内イベント

- ✓ **5月18日（月）以降**に開催予定のイベント等については、適切な感染対策を講じた上で100人以下かつ収容定員の半分以下の少人数のイベントに限って実施します。

◆市主催の屋外イベント

- ✓ **5月18日（月）以降**に開催予定のイベント等については、適切な感染対策を講じた上で200人以下かつ人と人との距離を十分に確保したイベントに限って実施します。

◆市民や団体等が主催するイベント

- ✓ **5月18日（月）以降**の開催予定のイベント等については、「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」（市ホームページ掲載）で、記載の各項目の実施を徹底できているかどうか確認の上、市主催イベントと同様の対応をお願いします。

7 コロナ禍における災害時の対応について

- ✓ 以下の対応を原則とします。
 - ①土砂災害、洪水時は、原則2階等へ垂直避難してください。
 - ②避難所へ避難する場合は、マスク、体温計、消毒液、石鹸等の携行にご協力ください。
 - ③避難所へ避難する場合は、4月各戸に配布した「避難者カード」の携行にご協力ください。
- ✓ 自宅を離れて水平避難が必要な場合は、地域を限定して避難勧告等を発令します。
- ✓ 地震については、市内の被害状況を確認後、災害対策本部より避難場所を指示します。
- ✓ 5月下旬に感染症に備えた避難所運営マニュアルを公表します。

飛騨市新型コロナウイルス総合相談窓口

全般について、どこへ相談してよいかわからない方は、こちらへお問い合わせください。

場所：飛騨市役所本庁舎1階（税務課の隣） 電話：0577-62-9200 時間：平日9時～17時

緊急事態宣言の解除に伴う 飛騨市の対応について ～「コロナと共に生きる生活」に向けて～（市長メッセージ）

5月14日、国の緊急事態宣言及び特定警戒都道府県の指定が解除され、県が法律に基づいて行っていたお店などへの休業要請も順次解除されることとなりました。市民の皆様にはこの間、徹底した感染防止対策や施設等の利用自粛にご協力いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

これまで私たちは、新型コロナウイルスとの「戦い」を続けてきました。それは人から人へと感染していく経路を断つことで、ウイルスを封じ込め、感染爆発を回避することを目的としていました。今回の緊急事態宣言の解除で、その戦いは一定の成果を得られましたが、ウイルスがなくなったわけではありません。今なお、日本中にウイルスは存在しており、私たちが感染の可能性にさらされていることは何も変わっていません。ウイルスに対して免疫を得るためにはワクチンの接種が必要ですが、私たちが接種を受けられるまでには、相当の期間を要する可能性があります。それまで状況は変わらないということです。かといって、これまでのようにお店を閉め、学校を止め、人々の往来を止めていけば、暮らしが成り立ちません。実際に、市内の飲食業、宿泊業をはじめ、小売業、サービス業、製造業に至るまで、大変な苦境に陥っています。上手にウイルスと付き合う生活にしなければ、地域や社会が本当に死んでしまいます。

そうした今、私たちが始めなければならないのは、「コロナと共に生きる生活」です。常に身近に、隣にウイルスがあるという常識を持ちつつ、自分自身でウイルスから自分の身を守る、それが「コロナと共に生きる生活」です。それは難しいことではありません。

まず、これまで同様、手洗いと手指消毒を徹底し、多くの人々が触れたものに触った手で、無闇に目や鼻、口を触らないようにすること。そして、外へ出る時、人と会う時は、必ずマスクを着用すること。その上で、これまで各地で集団感染が発生したような密閉、密集、密接の「三つの密」が揃う場を避ける生活を続けてください。わかりやすく言えば、狭いところに長居しない、大勢の人で集まらない、大きな声でしゃべらない・歌わない、大人数で長い時間、向かい合って食事や宴会をすることは避ける、少しでも体調が悪い時は出かけない、といったことです。また、緊急事態宣言が出ている都道府県をはじめ、相対的にリスクの高い地域へのお出かけも避けていただくようお願いいたします。これらをするだけで、ウイルスの感染は防ぐことができます。

市民の皆さんの中には、飛騨市以外の方々の来訪を止めてほしいというご意見もあります。しかし、他県の方々も同じように飛騨市民のことを見えています。大事なことは、飛騨市に他県の方が来られようが、市内で感染者が発生しようが、こうした感染対策をしていけば、自分が感染することは防ぐことができると認識することです。自分の感染が防げれば、集団感染も防げます。要は自分の問題なのです。住んでいる地域によって分断を作ることなく、自らの感染対策を徹底していただくことが、これからの「コロナと共に生きる生活」では大事なことです。

市内のお店に対する県からの休業要請は、基本的に解除されます。ただし、県内でクラスターが発生した一部業種では、県による感染対策の実施確認が条件とされるケースがありますので、各お店等にご確認いただくようお願いいたします。

以上のような対応になりますが、もし感染者の発生、拡大というような事態になった場合、また岐阜県内で同様の状態が起こった場合は、再び厳しい制約を受ける可能性があります。そうならないようにするためには、自分で自分の身を守る感染対策をしていただくことが必要です。

この取り組みは長丁場になります。根気よく、また緩むことなく、「コロナと共に生きる生活」の実践に取り組んでいきたいと思っておりますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

飛騨市長 都竹 淳也